

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国(処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国(処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣
情報官、内閣府大臣官房長)

準備書面(1)

2024年9月10日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 護

弁護士 三宅 弘

弁護士 米倉 洋子

外8名

はじめに—本準備書面の目的

- 1 第1事件及び第2事件について、訴状に対する実質的答弁書に該当する被告の準備書面(1)及び準備書面(2)が7月16日の第2回口頭弁論で陳述されたが、第1回弁論において裁判所から被告に対して具体的に主張するよう指摘され

た重要な3点についての被告の主張が極めて不十分であったことから、原告らは第2回弁論においてそのことを指摘し、1週間後の7月23日に求釈明書を提出した。

しかし、これに対する被告の回答期限が9月6日(金)、原告らの準備書面提出期限が9月10日(火)というスケジュールであることから、求釈明書に対する回答を踏まえた上で、被告の主張に対する全面的な反論を行うことは、今回の準備書面では不可能である。

2 そこで、本準備書面では、被告準備書面(1)・(2)における以下の主張について疑問となる重要な点を指摘した上、後記のとおり釈明を求める。

被告は、被告準備書面(1)・(2)において、「一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝えられたのみ」であると繰り返し主張する(被告準備書面(1)56頁、83頁、85頁、95頁、被告準備書面(2)49頁等)。

しかし、菅義偉内閣総理大臣が杉田和博内閣官房副長官から相談や報告を受けていたことは、後述するとおり、国会会議録、答申書、裁決書から明白である。

「自ら直接判断」したとの主張は、どのような内容の判断を、いつの時点で、いかなる資料に基づいて行ったことを指すのであろうか。

原告らが開示を求めているのは、どのような根拠・理由をもって第2事件の原告6名を選び出し、任命拒否という前例のない判断を行ったのかを明らかにする文書であり、曖昧な主張が今後の審理において被告の主張の根幹として維持・継続されるとすれば、争点も噛み合わないことになり、看過することができない。

また被告は、「任命権者である内閣総理大臣の」と主張するが、菅義偉が内閣総理大臣に就任したのは2020年9月16日のことである。しかし、同年6月12日の時点で任命拒否された6名の氏名が「任命者側」から日本学術会議事務局に伝達されていたのであり(訴状添付不開示部分目録3chの文書(画像))、6名を選び出す判断は、内閣総理大臣が安倍晋三、内閣官房長官が菅義偉、内閣官房

副長官が杉田和博であった時期に行われていたことが明らかである。その時期に6名を「選んだ」のは誰だったのか、その「経緯を含めた意思決定過程」を明らかにする文書も何も残されていないのか、といったことにも疑問は広がる。

そこで、本準備書面は、「内閣総理大臣が自ら直接判断した」との上記被告の主張についての疑問点に特化して述べることとする。

1 国会会議録から

本件任命拒否があった2020（令和2）年10月1日のあと、同月26日から同年12月25日まで開かれた第203回国会（臨時国会）において、本件任命拒否問題について多くの質疑が重ねられた。

これらの国会議事録に残された菅義偉内閣総理大臣をはじめとする政府側の答弁によると、菅総理は第2事件原告6名の任命拒否を「自ら直接判断」したとはされていないこと、少なくとも杉田和博内閣官房副長官から相談や報告を受けていたことは、下記のとおり、明白である。

記

(1) 2020年11月2日衆議院予算委員会 会議録 第2号

①「総理は任命を拒否した六人の方の研究や業績について一体どれほどのことを御存じでしたか。本件が起こる前からこの六人の方のお名前は御存じでしたか。」との質問（江田憲司委員）に対し、

菅内閣総理大臣 「私は、加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした。」

②「ということは、加藤陽子先生以外の方の著作や研究論文等々も読んだことはな
いということよろしいですか。」との質問（江田憲司委員）に対し、

菅内閣総理大臣 「それはありません。」（以上、29頁）。

③「報道によると、実は、これは杉田副長官が事前に総理に話をして方針を決め、その結果、起案をして、九十九名の方を任命されたと。総理はももとの百五名
の名簿は見ておられないということですが、それで結構ですね。」との質問（江田

憲司委員) に対し、

菅内閣総理大臣 「百五名のもともとの名簿は見えていないということは事実です。」

(30頁)

(2) 2020年11月4日衆議院予算委員会 会議録 第3号 (乙A11)

④「百五名のもともとの名簿は見えていないということは事実ですと、総理、江田議員にお答えになりました。そのとおりですね。」との質問(辻元清美委員)に対し、

菅内閣総理大臣 「見ておりません。」(29頁)

⑤「その6名の方が外されたという説明は誰から聞きましたか。」との質問(辻元清美委員)に対し、

菅内閣総理大臣 「多分、杉田副長官だと思います。これはいろいろな方が来ていましたので。内閣府からも来ていましたから。」

⑥「杉田官房長官がこの六名は任命しない方がいいですよと持ってきて、そこで話し合っ、じゃ、この人はこうだね、この人はこうだね、じゃ、この六名は外れて九十九名にしておこうと相談したんですか。」との質問(辻元清美委員)に対し、

菅内閣総理大臣 「私、八月三十一日に百五名の推薦名簿が提出されたときに、官房長官時代からの私の懸念を内閣府に伝えたんです。(中略)その中で、最終的に上がってくる段階で聞いたのは杉田副長官です。」

⑦「加藤(陽子)さん…の業績を評価して政府の委員に任命してきたという事実は総理は御存知でしたか」との質問(辻元清美委員)に対し、

菅内閣総理大臣 「内閣でお願いしているということを私は承知していませんでした。」(以上30頁)

(3) 2020年11月5日参議院予算委員会 会議録 第1号 (乙A10)

⑧菅内閣総理大臣 「学術会議から総理大臣宛てに百五名の推薦名簿が提出されたのが八月三十一日です。私は、当時、まだ官房長官でありまして、その内容、百

五人の名簿は見ておりません。そして、九月十六日に総理大臣に就任をいたしました。総理大臣就任後、官房長官、杉田副長官に改めて私の懸念点を伝えました。そして、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁起案、それを受けて九月二十八日に私が最終的な決裁をするわけでありますけれども、総理就任後に、ですから九月十六日以降でありますけれども、官房長官、杉田副長官に改めて懸念を伝え、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えました。それが、ですから九月の二十四日前だと思います。」（４頁）

⑨菅内閣総理大臣 「九月二十四日の前ぐらいだと思いますけれども、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えたということです。」（４頁）

⑩菅内閣総理大臣 「官房長官当時から、そこは懸念を伝えていました。そして、先ほど申し上げましたように、総理大臣に就任したのが九月十六日です。その就任後に改めて官房長官、杉田副長官にその懸念を伝えて、杉田副長官からその後相談があり、九十九名任命の判断をいたしました。そして、九月二十四日に内閣府が任命を、九十九名を任命する旨の決裁案を起案をして、私が九月二十八日に最終的な決裁を行ったということです。」（５頁）

⑪「相談は、九十九人で六人外したという相談ですね。で、それでいいと判断したんですね。」との質問（蓮舫委員）に対し、

菅内閣総理大臣 「そのとおりです。」（５頁）

⑫「八月三十一日に推薦名簿が出て、九月二十四日に起案されるまでの過程の公文書はありますか。」との質問（蓮舫委員）に対し、

加藤勝信内閣官房長官 「今回の任命に係る経緯について、杉田副長官と内閣府でのやりとりを行った記録について、担当の内閣府において管理をしているというふうに承知をしております。」（６頁）

2 答申書から

情報審査会の各答申書も、当然のことながら、前述の国会答弁の存在を認めている。その上で、文書作成義務について、諮問庁（各処分行政庁）に確認し説明させているが、諮問庁も杉田副長官が菅内閣総理大臣に説明に行った事実を前提として回答している。下記はその一部の抜粋である。

記

(1) 第1事件・第2事件につき、内閣官房（内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補）の「不存在」を理由とする不開示決定に対する答申書（甲A37・甲B10）

① 第5・2（2）より抜粋（甲A37・36頁、甲B10・35頁）

そこで、令和2年10月1日付けの日本学術会議会員の任命（以下「令和2年任命」という。）について、当審査会において国会会議録を確認したところ、以下の答弁の存在が認められる。

ア 内閣総理大臣（以下「総理」という。）が、内閣官房長官（以下「官房長官」という。）及び内閣官房副長官（以下「副長官」といい、官房長官と併せて「官房長官等」という。）に対して懸念を伝え、副長官が総理に相談を行い、総理が任命権者として判断し、その判断を副長官が内閣府に伝達した旨の答弁。

② 第5・2（4）ウより抜粋（甲A37・39～40頁、甲B10・39頁）

上記（2）ア及びイの各答弁も踏まえると、令和2年任命に関して、杉田副長官、官房長官又は総理と内閣府又は日本学術会議との間で打合せ等が行われていた場合は当該打合せ等について、及び杉田副長官が総理に行った相談について、それぞれ、文書管理規則6条3項に基づき、その打合せ等の記録の文書を作成するとも考えられる。

この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する（以上、甲A37・39頁、甲B10・39頁）。

(ウ) 上記（2）アの答弁で言及された、令和2年任命に関する総理と副長官との相談については、その主たる目的は会員の任命という内閣府の事務に係るもので

あり、当該相談の結果である総理の判断は内閣府に伝えられ、内閣府において、伝えられたことの記録も含め、意思決定に至る過程を合理的に跡付け検証ができる文書を作成・保存しており」(以上、甲A37・40頁、甲B10・40頁)。

③ 第5・2(7)エ(ア)より抜粋(甲A37・43～44頁、甲B10・43～44頁)

当該説明からは、諮問庁は、令和2年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方に立脚していることがうかがわれる。

④ 第5・4(付言)より抜粋(甲A37・47頁)

そして、上記2のとおり、令和2年任命に関して行われた本件総合調整事務は、内閣法12条2項4号及び5号の規定に基づき、各府省の人事に関する事務に対して、内閣として一貫性を確保する上で必要な内閣官房の事務として行われている。

(2) 第1事件につき、内閣府(内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)の「不存在」を理由とする不開示決定に対する答申書(甲A39)

① 第5・2(2)より抜粋(35頁)

令和2年10月1日付けの日本学術会議会員の任命(以下「令和2年任命」という。)について、当審査会において国会会議録を確認したところ、以下の答弁の存在が認められる。

ア 内閣総理大臣(以下「総理」という。)が、内閣官房長官(以下「官房長官」という。)及び内閣官房副長官(以下「副長官」といい、官房長官と併せて「官房長官等」という。)に対して懸念を伝え、副長官が総理に相談を行い、総理が任命権者として判断し、その判断を副長官が内閣府に伝達した旨の答弁。

② 第5・2（3）より抜粋

上記（2）の各答弁も踏まえ、令和2年任命に関する事務の位置付け及び経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する（35頁）。

イ …菅総理が、官房長官であった当時から、杉田副長官に日本学術会議に関する懸念点を伝えて、また、令和2年9月16日に総理に就任した後も、杉田副長官に当該懸念点を改めて伝え、その後、杉田副長官が菅総理に相談をし、同月24日に内閣府において決裁文書が起案されるまでの間に、杉田副長官から、会員の任命に係る菅総理の判断が内閣府に伝えられている（36頁）。

3 裁決書における「裁決の理由」から

以上のとおり、答申書は、「杉田副長官が総理に相談に行った」との国会答弁の存在を前提として、諮問庁（各処分行政庁）に対して確認を行い、諮問庁も「内閣総理大臣が直接判断した」などという反論は一切していない。

しかも、原告らの各審査請求に対する下記の各裁決書の「裁決の理由」においては、各処分行政庁は上記各答申書の記述をそのまま記載している。

記

第1事件

ア 内閣官房内閣総務官の裁決書（甲A40・41・42）

イ 内閣官房副長官補の裁決書（甲A43・44・45）

ウ 内閣府大臣官房長の裁決書（甲A48）

第2事件

エ 内閣官房内閣総務官の裁決書（甲B11）

オ 内閣情報官の裁決書（甲B12）

カ 内閣官房副長官補の裁決書（甲B13）

上記ア～カの各裁決書における「裁決の理由」に、前述の答申書と同一ないしほぼ同一の記載があることは、下記のとおりである。

記

(1)「そこで、令和2年10月1日付けの日本学術会議会員の任命（以下「令和2年任命」という。）について、当審査会において国会会議録を確認したところ、以下の答弁の存在が認められる。

ア 内閣総理大臣（以下「総理」という。）が、内閣官房長官（以下「官房長官」という。）及び内閣官房副長官（以下「副長官」といい、官房長官と併せて「官房長官等」という。）に対して懸念を伝え、副長官が総理に相談を行い、総理が任命権者として判断し、その判断を副長官が内閣府に伝達した旨の答弁」（甲A40・5頁、甲A41・5頁、甲A42・5頁、甲A43・4頁、甲A44・4頁、甲A45・4頁、甲A48・30頁、甲B11・4頁、甲B12・4頁、甲B11・4頁）。

(2)「上記（中略）の各答弁も踏まえると、令和2年任命に関して、杉田副長官、官房長官又は総理と内閣府又は日本学術会議との間で打合せ等が行われていた場合は当該打合せ等について、及び杉田副長官が総理に行った相談について、それぞれ、文書管理規則6条3項に基づき、その打合せ等の記録の文書を作成することも考えられる。

この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。」（甲A40・8頁、甲A41・8頁、甲A42・9頁、甲A43・7頁、甲A44・6頁、甲A45・6頁、甲B11・8頁、甲B12・6頁、甲B13・6頁）。

②「上記（中略）の答弁で言及された、令和2年任命に関する総理と副長官との相談については、その主たる目的は会員の任命という内閣府の事務に係るものであり、当該相談の結果である総理の判断は内閣府に伝えられ、内閣府において、伝えられたことの記録も含め、意思決定に至る過程を合理的に跡

付け検証ができる文書を作成・保存しており」(甲A40・9頁、甲A41・9頁、甲A42・9頁、甲A43・7頁、甲A44・7頁、甲A45・7頁、甲B11・8頁、甲B12・7頁、甲B13・7頁)。

- ④「そして、菅総理が、(中略)令和2年9月16日に総理に就任した後も、杉田副長官に当該懸念点を改めて伝え、その後、杉田副長官が菅総理に相談をし、同月24日に内閣府において決済文書が起案されるまでの間に、杉田副長官から、会員の任命に係る菅総理の判断が内閣府に伝えられている。」(甲A48・32頁)。

4 まとめ—杉田副長官が菅総理に「相談」したことは明らか

以上により、国会会議録、答申書、そして被告(各処分庁)自身が発出した裁決書の「裁決の理由」からは、本件任命拒否について、少なくとも杉田副長官が菅総理に「相談」したことが明らかであり、このような相談の結果、菅総理が「任命権者」として最終的に判断したに過ぎないことが明白である。

従って、被告準備書面(1)・(2)において主張された、「一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝えられたのみ」であるとの主張は、菅総理が日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち特定の6名の「選定」からその任命拒否の判断まで、全て自分自身で行ったとも受け取れる表現であり、杉田副長官及び内閣府との関係で、菅総理大臣が自ら直接行った判断の対象・内容が不明確である。

被告は、菅総理大臣が、単に105名の会員候補者のうち決裁書に記載された99名を任命することを「直接判断」したにすぎないというのか、それとも自ら特定の6名を選び出してその任命拒否を「直接判断」と主張するのか、それとも、杉田副長官などと相談した上で特定の6名の任命拒否を最終判断したと主張するのかを、明確にすべきである。

5 菅義偉が内閣総理大臣に就任する前の「任命者側」の意思決定

—6月12日までに6名を「選出」した意思決定について

「はじめに」で述べたとおり、任命拒否された第2事件原告6名の氏名は、菅が内閣官房長官だった2020年6月12日の時点で、「任命権者側」から日本学術会議事務局に届けられていた事実も重要である。

前述の国会会議録から明らかなおと、菅自身も、官房長官当時から学術会議の推薦のおとりに会員を任命することに「懸念」を持っていたこと8月31日に105名の推薦名簿が提出されたときに「官房長官時代からの懸念を内閣府に伝えた」こと、9月16日に内閣総理大臣に就任した後、官房長官、杉田副長官に「改めて私の懸念点を伝えた」ことを、国会で繰り返し答弁しており（例えば乙A10・11など）、情報審査会も、諮問庁から上記と同じ事実を聴き取っている（甲A39・36頁）。

本件任命拒否に至るまでの同年の出来事を時系列で列記すると下記のおとりとなる。

記

4月2日 「日本学術会議事務局」が「任命者側」に「最近の学術会議の動き」を情報提供（甲A63）。

6月1日 「日本学術会議事務局長」が「任命者側」に、「日本学術会議25期改選の方向性について」（選考途上の111名の氏名、専門分野、略歴等の詳細が添付されている）を情報提供（甲A64）。

6月12日 「任命者側」から6名の氏名列記した文書が学術会議事務局に届けられる（不開示部分目録3chの文書(画像)）。

6月25日 学術会議選考委員会で105人の推薦案を確定（甲A64・1頁）

7月9日 学術会議総会で105人の推薦を決定（甲A64・1頁）。

8月28日 安倍晋三内閣総理大臣が辞意を表明。

8月31日 学術会議会長が内閣総理大臣に105人を推薦（甲A66）。

菅官房長官（当時）が「懸念」を「内閣府に」伝える（乙A11・30頁、本書面4頁）。

9月16日 菅が内閣総理大臣に就任。その後、菅が内閣総理大臣として、加藤勝信官房長官、杉田和博副長官に改めて「懸念点」を伝え、9月24日までの前に杉田副長官から「相談」を受ける（乙A10、4～5頁、本書面5頁）。

9月24日 6名を列記した「外すべき者（副長官から）」と題する文書が作成され（甲A59・69）、6名を除外した99名の決裁文書が起案される（甲A60）。

9月28日 菅総理が99名の決裁文書に最終決裁（甲A60）。

9月29日 学術会議事務局長から第2事件原告6名に、日中、任命を前提とした総会案内が届き、夕刻、任命から除外されているとの連絡が入る（2022年5月29日付加藤陽子意見陳述書）。

10月1日 菅総理が、6名を除外した99名を学術会議会員として任命。

以上の経緯を前提とすると、6名が「選ばれた」のは、菅が総理に就任した9月16日以降などではなく、官房長官だった同年6月12日までの間であったことが明らかである。そして菅が、官房長官当時から副長官であった杉田に日本学術会議に関する懸念点を伝えていたと繰り返し答弁していることから、菅は6月12日までの間に、杉田副長官と共に6名の「選定」に関与していた可能性が高い。

菅は、8月31日に105名が推薦されたとき「内閣府に」、9月16日に内閣総理大臣就任後、官房長官と副長官に、それぞれ「懸念」を伝えたと述べているが、その「懸念」とは、6月の時点で推薦から除外されるべき6名を学術会議事務局に伝達していたにもかかわらず、その6名が正式に推薦されてきたことを知り、学術会議の推薦のとおり任命をすることについての「懸念」だ

ったのではないかと考えられる。

従って、第1事件の原告らが開示請求をした「2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書」(対象文書2)及び第2事件原告らが開示請求をした「2020年の学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」には、2020年6月12日までの「任命者側」の意思決定に関わる文書も含まれるはずであり、内閣官房には上記意思決定についての文書作成義務があるはずである。

被告は、これら6月12日頃の意思決定に関わる文書も含めて「不存在」を主張しているのであろうか、不明である。

6 求釈明

原告は、改めて下記のとおり、被告に対する求釈明を行う。これらは、原告としては現時点で最低限必要と考える確認事項であり、被告準備書面(1)ないし(3)に対する反論の基本になる被告の主張であるから、明確に回答されたい。

記

(1) 被告は、「一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理が自ら直接判断」したと主張するが(被告準備書面(1)56頁、83頁など)、この判断は、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち、任命しない特定の会員候補者を選び出す判断を含むのか、それとも決裁文書に記載された99名を任命すると判断したにとどまるのか、「直接判断」の対象・内容を明らかにされたい。

ア 前者の場合、菅総理大臣の「加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした。」「百五名のもともとの名簿は見えていないということは事実です」といった国会答弁との関係も説明の上、判断の内容を明らかにされたい。

イ 後者の場合、任命しない特定の6名を選び出したのは、いつ、誰が行ったの

か、また、その者と菅内閣総理大臣との権限関係（指示、委任等）も、明らかにされたい。

(2) 上記の内閣総理大臣の判断は、いつの時点での判断を指しているのか。期日を明らかにされたい。

(3) 上記の内閣総理大臣の判断は、いかなる資料に基づくものであったのか、あるいは資料なしで判断したと主張するのか、資料の有無及び資料の内容を明らかにされたい。

(4) 内閣総理大臣または内閣官房副長官が、他の行政機関からの説明、報告または相談を受けることなく重要な意思決定をした場合、当該内閣総理大臣または内閣官房副長官あるいは内閣官房には、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができる」文書（公文書管理法4条）の作成義務はあるのか、ないのかを、明らかにされたい。

(5) 内閣総理大臣が判断にあたって使用した文書及び作成した文書、並びに内閣官房副長官が使用した文書及び作成した文書についての管理権限が誰にあるのか、又は誰に委任されているのかを、処分当時の根拠規定に基づいて明らかにされたい。

(6) 2020年6月12日段階で、任命されなかった6名の氏名等が列記された文書が「任命者側」から日本学術会議事務局に伝達されたことが明らかになっているが（訴状添付不開示部分目録3chの文書(画像)）、被告は2020年6月12日段階の「任命者側」の意思決定に関わる文書も含めて「物理的不存在」を主

張しているのかを明らかにされたい。

5 答弁書について

答弁書で指摘された訴状の誤記等の指摘については、原告らは別紙のとおり訂正する。

以上

別紙

答弁書における訴状についての被告の指摘について

	答弁書／頁・行	訴状／頁・行	誤	正
第 1 事 件	10 頁 5 行目	16 頁 27 行目	2020 年 8 月 21 日	2021 年 8 月 20 日
	10 頁 5 ～ 6 行目	16 頁 27 行目	4 8 1 名	4 8 3 名
	10 頁 6 ～ 7 行目	16 頁 32 行目	18 条 2 項	19 条 1 項
	10 頁 7 ～ 8 行目	16 頁 7 ～ 8 行目	5 9 6 号	5 0 6 号
	10 頁 24 ～ 25 行目	21 頁 5 行目	甲 7 0	甲 6 8
	11 頁 21 行目	28 頁 4 行目	甲 A 5 8	甲 A 5 7
	11 頁 22 行目	28 頁 6 行目	甲 A 3 9	甲 A 3 8
	12 頁 5 ～ 6 行目	30 頁 13 行目	句の塗り	黒塗り
	12 頁 9 ～ 10 行目	31 頁 8 ・ 17 行目	5 条 6 号二	5 条 6 号二
	14 頁 18 ～ 19 行目	47 頁 7 行目	内閣総務官	副長官補
	14 頁 22 ～ 23 行目	47 頁 26 行目	公文書管理規則	内閣官房行政文書管理規則
	15 頁 25 行目 ～ 16 頁 1 行目	55 頁 14 行目	内閣官房	内閣府
	16 頁 4 ～ 5 行目	56 頁 2 行目	公文書管理規則	内閣府本府行政文書管理規則
第 2 事 件	17 頁 22 ～ 23 行目	14 頁 26 行目	開示請求に係る	開示請求のあった
	18 頁 8 ～ 9 頁	15 頁 24 行目	2022 年 8 月 8 日	原告芦名定道につき 2022 年 5 月 13 日、その余 の第 2 事件原告らにつき同年 6 月 13 日
	18 頁 12 行目	16 頁 12 行目	8 月 2 1 日	8 月 2 0 日
	18 頁 12 ～ 13 行目	16 頁 19 行目	4 8 1 名	4 8 3 名
	18 頁 13 ～ 14 行目	16 頁 27 行目	5 条 6 項	5 条 6 号
	20 頁 17 行目	16 頁 27 行目	内閣総務官	副長官補
	20 頁 19 行目	34 頁 7 行目	公文書管理規則	内閣官房行政文書管理規則